

壱岐市農業委員会定例会（令和元年11月）

議 事 録

1. 開催日時 令和元年11月26日（火） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 15名
4. 欠席委員 …番…委員 …番 …委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第59号 非農地証明願について
 - 議案第60号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第61号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第62号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について

7. その他

開 会 （ 午前 10:00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。先月の農業委員視察研修に参加されました委員さん方、大変お疲れ様でした。それでは、定刻を若干過ぎましたけれども、只今より令和元年11月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番…委員さん、…番…委員さんより欠席の届け出がでております。…番…委員さんとは連絡がとれませんが、遅れてあるようです。

本日の出席委員は19名中16名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよ

ろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が8件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、8件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

36番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触	字小坂	・・・	地目	畑	面積	312m ²
同じく		・・・	地目	畑	面積	3,898m ²
同じく		・・・	地目	畑	面積	576m ²
郷ノ浦町物部本村触	字早苗	・・・	地目	田	面積	1,984m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	2,104m ²
田が2筆で4,088m ² 、畑が3筆で4,786m ² 、計5筆で8,874m ²						

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、畑が271m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住の為、管理出来ないので譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて農業規模を拡大する。ということ
です。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、アスパラガス、ブロッコリーの作付けです。農機具は管理機、トラクター、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人、30年です。通作距離は、遠いもので600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通りアスパラガスを作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月19日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・です。今、事務局の方から説明があった通りでございます。・・・さん立ち会いの下、現地を確認致しました。・・・さんについては、この書面では経営地が畑の271㎡となっておりますが、別に法人としてアスパラガスを約60aそれとブロッコリーを約50a、それから水稻が1町歩ほど作付けをされております。譲受けの田については、既にハウスを建ててあってアスパラガスを定植されております。引き続き管理をされる訳ですけれど、周辺農地にも影響は無いかと思えます。

また、一部山の部分については、将来的には陽当たりも良いので早い時期に畑地化にしようかというような本人の意向もありましたので、別に問題は無かろうかと思えますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号36番は決定いたします。

続きまして、37番の説明を求めます。

事務局 はい、37番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触	字桜江	・・・・	地目	田	面積	936㎡
郷ノ浦町物部本村触	字早苗	・・・・	地目	田	面積	1,406㎡
同じく		・・・・	地目	田	面積	1,176㎡
同じく		・・・・	地目	田	面積	829㎡
郷ノ浦町物部本村触	字壱岐ノ戸	・・・・	地目	畑	面積	1,198㎡
同じく		・・・・	地目	田	面積	751㎡
郷ノ浦町田中触	字山ノ神	・・・・	地目	畑	面積	1,362㎡

田が5筆で5,098㎡、畑が2筆で2,560㎡、計7筆で7,658㎡
譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が78,085㎡、畑が13,311㎡、計 91,396㎡
です。

申請理由

譲渡人 島外在住の為、管理出来ないので譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて農業規模を拡大する。ということ
です。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付け
です。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、ロールベアラ、トラック
等を所有してあります。農作業暦は本人が30年、父母60年、子3年です。
通作距離は、遠いもので600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料を作付ける計画でありますので、
周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。

11月19日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っておりま
す。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 これも19日に現地を確認致しました。・・さんは皆さんご存知かと思いま
すけど、物部の方で息子さんとそれから常勤の雇用を1人されておまして、
約10町歩程経営をされております。売却の田についても長年管理をされてあ
りますし、今後も続けて水稻及び飼料作物を作付けして行くという事でござい
ます。何ら問題はないかと思しますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんで
しょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第5
6号37番は決定いたします。

続きまして、38番の説明を求めます。

事務局 はい、38番 土地の所在

勝本町本宮南触 字辻ノ田 ・・・・ 地目 田 面積 1,047㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・・・・・ 持ち分 2/16
・・・・・・・・・・・・・・ 持ち分 2/16
・・・・・・・・・・・・・・ 持ち分 10/16
・・・・・・・・・・・・・・ 持ち分 1/16
・・・・・・・・・・・・・・ 持ち分 1/16

譲受人、・・・・・・・・・・・・・・

経営地は、田が5, 534㎡、畑が2, 748㎡、計の8, 282㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住の為、管理出来ないので譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・野菜の作付けです。農機具はトラクター、トラックを所有されてあります。田植え機、コンバインは借りてあります。農作業暦は本人が46年、子17年です。通作距離は10km程と遠いのですが、農機具は、申請農地近くの知り合いから借りるという事でありました。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付けて有畜農家へ販売する計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月21日に・・委員さんと譲受人の子供さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。地区担当の・・です。21日に事務局から報告がありました通りに現地で土地をみました所、一寸、不便ではありますけれど譲渡人が土地全てを譲渡するという事で譲受人が一括で買い受けまして有畜農家との飼料作物利用供給協定書を結び販売を行うという事でございます。以上です。

何か皆さんのご意見がありましたらお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号38番は決定いたします。

続きまして、39番の説明を求めます。

事務局

はい、39番 土地の所在

芦辺町箱崎江角触	字彦四郎	・・・	地目	田	面積	2,000	m ²
芦辺町箱崎江角触	字平田	・・・	地目	田	面積	120	m ²
芦辺町箱崎江角触	字惣津籠	・・・	地目	田	面積	1,051	m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	141	m ²

計 田が4筆で3,312 m²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が17,631 m²、畑が1,795 m²、計 19,426 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、耕作出来ないので、現に耕作している譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具はトラクター、軽トラを所有してあります。田植え機、コンバインは共同のものを利用してあります。農作業暦は本人が40年、子10年です。通作距離は、遠いもので1 km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月21日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

只今、事務局より報告があった通りでございます。11月21日に現地確認をしました。立会人は、・・・さん本人と娘さんの多分跡取りであろうと思われ、・・・さんと言われる方と2名でございました。・・・さんと・・・さんの関係は、・・・さんの奥さんが・・・さんの叔母さんに当たられます。叔母婿と甥の関係でございます。その場所は、・・・さん宅より約500 mの所にありまして、ずっと・・・さんが耕作をされております。先程高齢の為、耕作出来ないの

で贈与するという事をごさいますて、譲受人の・・・さんは、農事組合法人江角農業クラブの一員で機械面も揃っておりますし今迄通り水稻と牛の飼料の作付けという事をごさいます。以上です。

皆さん方のご判断をお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号39番は決定いたします。

続きまして、40番の説明を求めます。

事務局

はい、40番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字大左右 ・・・・ 地目 田 面積 687㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が6,117㎡、畑が7,860㎡、計 13,977㎡です。

申請理由

譲渡人 現に耕作している譲受人に贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、乾燥機、軽トラを所有してあります。田植え機、コンバインは、共同のものを利用されております。農作業暦は本人、夫共に20年です。繁忙期には雇用人を雇ってあります。通作距離は、約2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月21日に・・・委員さんと譲受人の旦那さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

今、事務局から言われました通りでございます。圃場整備の時に1枚になっている訳ですけど皆さんもご承知のように80mの長さの8mの幅の名義が違っております。ここは畦畔までありますので、実面積はあまりないだろうと思っておりますが、今度1毎にして、甥子さんと一緒に農業をされるという事でご

ございますので、皆さんご審議をよろしく申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号40番は決定いたします。

続きまして、41番の説明を求めます。

事務局

はい、41番 土地の所在

石田町石田西触 字高原 地目 田 面積 2, 284 m²

石田町石田東触 字流川 地目 田 面積 2, 000 m²

計 田が2筆で4, 284 m²

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が3, 276 m²、畑が7, 019 m²、計の10, 295 m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は軽トラを所有してあります。トラクター、コンバインは共同のものを利用されております。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に25年、父55年、母50年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月21日に委員さんと譲渡人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員

議長。

議長

はい、委員。

委員

お早うございます。担当の委員です。今、事務局から説明がありました通りですが、この圃場は石田東の生産組合の中にありまして、お父さんと息子さん名義で組合の中に2人あるのでそれを1つにするという事で、今回出ております。作付けあたりは今まで通りですので、別段問題はなからうと思っております。皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号41番は決定いたします。

続きまして42番の説明を求めます。

事務局

はい、42番 土地の所在

石田町池田西触 字頼母 地目 畑 面積 822㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が8,107㎡、畑が2,341㎡、計 10,448㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・野菜の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、玉ねぎ植え機、軽トラを所有してあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が60年、子3年です。通作距離は、1.3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月21日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

担当の・・です。21日に現地に確認に行きました。・・さんの子供さんと一緒に野菜を作っていきたいという事ですので、よろしくお願いします。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号42番は決定いたします。

続きまして43番の説明を求めます。

事務局

はい、43番 土地の所在

石田町池田西触 字井鯉坂 地目 畑 面積 142㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が8,021㎡、畑が4,297㎡、計 12,318㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住の為、管理している譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラを所有されてあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が60年、子30年です。この農地は、・・さんの宅地内にあります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り樹園地として管理されますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月21日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 同じく幡鉾です。21日に現を確認しました。この土地は・・さんの宅地の隅にありまして、みかんを2、3本植えてありました。今まで通りに利用するとの事でありましたので、皆さん方のご審議よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号43番は決定いたします。

続きまして議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、・・番は・・委員の関係の案件でありますので、会議規則15条に従いまして、退席をお願い致します。

----- (・・委員退席) -----

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

5番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字鬼ノ管巢 地目 畑 面積 1, 154㎡
転用目的 農業用施設用地

申請人、.

申請理由 申請地に新たな牛舎を建築し利用したいので、申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て、令和元年10月1日に完了をいたしております。位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。用途区分変更の折(9月18日)に、. . . 委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っておりますが、本日、. . . 委員さんは、欠席でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第57号、5番は、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたしますが野元委員さんが退席されてありますので、17番の説明を求めます。

事務局

はい、9頁をお願いします。議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

17番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字須五六 地目 田 面積 1, 247㎡
転用目的 農業用施設用地

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 申請地に新たな牛舎及び堆肥舎を建築し利用したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は、売買です。農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て、令和元年10月1日に完了をいたしております。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。用途区分変更の折(9月18日)に、. . . 委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っておりますが、先程も申しました通り. . . 委員さんは欠席であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第58号、17番は、意見を付して進達いたします。

----- (. . . 委員入席) -----

続きまして16番の説明を求めます。

事務局

はい、16番 土地の所在

郷ノ浦町庄触 字池ノ下 地目 畑 面積 434㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいる為、申請地に居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。

農用地区域除外が県の同意を得て令和元年9月30日に完了を致しております。

農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。農用地区域除外の折(7月16日)に・・・委員さんと譲受人ご夫婦立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。前回の総会の折に立ち会いをしております、今回は、1月18日に旦那さんの方に電話確認をしております。電話でお聞きした所、滞りなく進んでいるという事でありますので、問題ないと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第58号16番は意見を付して進達いたします。

続きまして18番の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願いします。

18番 土地の所在

石田町筒城東触 字片部・・・・・・・・登記地目 畑 現況地目 田 面積
1,352㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に新たな牛舎及び堆肥舎を建築し利用したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。

農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て、令和元年10月1日に完了をいたしております。位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。用途区分変更の折(9月18日)に、・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局から説明がありました通りで、昨日、認定農業者の方と一緒に研修に行っておきまして、その中で確認をしております。首を長くして待っているという事ですので、よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第58号18番は意見を付して進達いたします。

続きまして議案第59号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、20頁をお願い致します。議案第59号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

7番 土地の所在

石田町本村触 字水畑 ・ ・ ・ ・ ・ 台帳地目 田 現況地目 宅地 面積
36㎡

転用目的 宅地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地は、昭和56年12月頃に居宅建築の為に宅地造成を行い、現在も宅地として利用している。というものです。位置図、写真は21頁から22頁です。11月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今、事務局から説明がありました通り、これは工事をする時に境界線の間違いで、ブロックを積む時に内と外で勘違いがあったものと思われまして、別段、周辺農地には問題は無かろうかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第59号7番は決定いたします。

続きまして、議案第60号「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、23頁をお願い致します。

議案第60号「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興

地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうへ意見を付して回答をする要がある。

7番 土地の所在、

郷ノ浦町牛方触 字太久呂 ……の一部 台帳地目 畑 現況地目 田
面積 1, 424 m²のうち953 m²

同じく 387番1の一部 台帳地目 畑 現況地目 田 面積 1, 550 m²のうち832 m²

計 2筆で2, 974 m²のうち1, 785 m²

除外目的 太陽光発電施設

申請人 ……

申請理由 申請地に太陽光発電施設を設置したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は25頁から27頁です。11月20日に…委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

…委員 議長。

議長 はい、…番…委員。

…委員 担当の…です。今、事務局の方から説明があった通りでございます。現地をお父さんと確認を致しまして、分筆になりますので、奥の方の農地が残る訳ですので、心配をいっておった訳ですけどトラクターの搬入路を必ず確保すると現在同様飼料作物を作付け出来るように農道の確保をしますという事でございます。何ら問題はなかろうかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第60号7番は意見を付して回答いたします。

続きまして、8番の説明を求めます。

事務局 はい、8番 土地の所在

勝本町百合畑触 字城山 ……の一部 台帳・現況地目 田 面積 5, 130 m²のうち1, 056 m²

除外目的 太陽光発電施設

申請人 ……

申請理由 申請地に太陽光発電施設を設置したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は28頁から30頁です。11月21日に…委員さんと現地確認を行っておりますが、未だに出席されておられません。よろしくお願いしたいと思います。

議長 はい、以上の説明でございますが、本人がおられませんので、補足説明が

一寸出来ないようです。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 これ案件は、7番と関係があるのですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 はい、・・さんは、・・さんのお兄さんの嫁になります。

議長 よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようです
ので、議案第60号8番は意見を付して回答いたします。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局 はい、9番 土地の所在

勝本町本宮南触 字松崎 ・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 1,192 m²

除外目的 駐車場用地

申請人 ・・・・

申請理由 申請地に駐車場を整備して利用したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は31頁から33頁です。11月21日に・・委員さんと職員の立ち会いの下現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局からの説明の通り11月21日に現地を確認致しました。ここは老人保健施設壱岐の前ですけど、駐車場が不足になったので、駐車場を整備したいということでございます。特に来客者が道路横に駐車しており危険な状態であるという事でございます。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようです
ので、議案第60号9番は意見を付して回答いたします。

続きまして、10番の説明を求めます。

事務局 はい、説明の前に議案の修正をお願いいたします。現況地目が田となっておりますが、一部埋め立ててありますので、雑種地に変更願います。ご迷惑をおかけしました。

10番 土地の所在

石田町石田西触 字黒木 ・・・・の一部 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積 1,279 m²のうち335 m²

除外目的 農業用倉庫

申請人

申請理由 申請地に、農業用倉庫を建築したいので、農用区域からの除外を申請します。というものです。

実は、平成30年11月14日付け、30農地活第1486号で農業用倉庫として許可が下りておりましたが、一部誤った場所を埋め立てられています。県の方に令和元年9月5日付けで違反転用連絡票を提出しました所、令和元年9月18日付けで「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当し、追認許可相当との通知が来ておりますので、申し添えておきます。

位置図、写真、配置図は34頁から36頁です。11月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今、事務局からの説明があった通りです。追加になった理由がハウスみたいな建物で、それを譲り受けてあります。そのハウスが入らなかったようで、追加の申請になったそうです。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第60号10番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第61号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第62号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第61号と議案第62号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。37頁をお願い致します。

議案第61号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

38頁～39頁の令和元年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度37頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、貸借権設定の10年間の田が20筆で25,351㎡、畑が1筆で747㎡ 貸借権設定の合計が21筆で26,098㎡、使用貸借権設定の6年間の田が4筆で3,057㎡、畑が3筆で3,366㎡、10年間の田が

3筆で5, 458㎡、畑が2筆で2, 073㎡、使用貸借権設定の合計が12筆で13, 954㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、40頁をお願い致します。議案第62号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。41頁～42頁の令和元年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度40頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第61号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第61号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありませぬ。何かございませぬでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第61号と議案第62号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出書について 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、43頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

5番、土地の所在

石田町池田西触 字旗鉾の一部 地目 田 13, 014㎡のうち64㎡

申請人

申請理由 農地の形状が悪く営農に支障が生じるため、埋め立てをおこなう。ということです。

工期は、令和元年11月7日～令和2年2月29日までです。

施工業者は、. 株式会社

位置図、写真は44頁～45頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

【はいの声あり】

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。

・・委員 一寸一点良いですか。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 事務局の方も把握されていると思いますけども、中間管理機構を經由して農地を借りて、それを荒らされている土地が出ております。先週、地元公民館からクレームを受けまして、現地を確認した所、雑草がこの時期ですので枯れてタバコでも投げ込まれたら火事になると横にも民家があるというような状況が発生しております。ですので、皆さん方の所はどうか分かりませんが、そういう時の対応の仕方を一寸、一元化しておいた方が良くないかと思ひまして質問させていただきます。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 実は、日曜日に作業をされた折にそのような状況であったという事で地元の館長さんから私の方にも昨日、連絡がありましたから直ぐに借りられた所に電話をしましたが出られなくて、夕方自宅の方に行きましたが留守でありました。借りた以上は、耕作をしてもらわなければ行けない訳ですけど、耕作出来ない場合は、農地に戻して所有者に返してもらいたいという事を伝えて行きたいと思っております。次の借り受け者が決まらない場合は、中間管理機構を通したものは、最長3年間は機構が草刈などの農地を荒らさない必要最小限の管理を行う事になっておりますので、そのような手続きを取りたいと思っておりますが、まず、借りられた所に早々に話しに行きたいと思っております。

その時には、地元の農業委員さんにもご協力をお願いしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

・・委員 議長

議長 はい、・・番・・委員

・・委員 途中解約された場合は、補助金返納という事もあり得る訳ですか。

事務局 そうです。

議長 外にございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思ひますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。